

## ● 開出 雄介 特定助教

Yusuke KAIDE (Assistant Professor)

研究課題: 国家責任法の歴史的展開の再検討——現在の議論の前提を問い直す——  
(Rethinking the historical development of the law of State Responsibility in  
International Law——Questioning the common premise of current discussions——)

専門分野: 国際法 (International Law)

受入先部局: 法学研究科 (Graduate School of Law)

前職の機関名: 東京大学 法学政治学研究所 (Graduate Schools for Law and Politics, The University of Tokyo)



国際法が違反された場合、どのような法的帰結が生じるのか。この点を規律する国家責任法という国際法の一分野を研究しています。

国家責任法に関する現在の議論においては、国家責任法は、外交的保護の実行を中心に形成されたものであり、損害払拭をその機能とするものとして従来妥当してきたということが、共通の前提となっています。

私は、外交的保護に関する常設国際司法裁判所 (PCIJ)、国際司法裁判所 (ICJ) の判決は、実はこのような理解と整合的なものではないのではないかとという疑問を切り口として、この、現在の国家責任法に関する議論の前提となっている理解の問題点を指摘し、国家責任法の歴史的展開についての、新しく、そしてより適切な理解を構築することを目的に、研究を行って来ています。

これまでの研究では、このための第一歩として、外交的保護の歴史的展開を検討し、従来とは大きく異なった理解を提示することを試みました。白眉センター在職中は、外交的保護だけでなく国家責任法全体の歴史的展開の再検討を行なっていきたいと思っています。

### 問題意識・研究の目的

国際法上の責任を規律する国家責任法に関する議論は、現在行き詰まりを見せています。各国の学者や外交官から組織され、国際条約案等を作成する国連の国際法委員会 (ILC) が、およそ半世紀にわたる議論の成果として国家責任に関する条文案を採択しましたが、批判者と条文案作成者の間で議論が膠着状態に陥っているのです。

私は、この膠着状態は、批判者も条文案作成者側も

When states violate rules of international law, what are the legal consequences? I am researching a branch of international law called the law of state responsibility, which governs these consequences.

In the current debate on the law of state responsibility, it is a common assumption that the law of state responsibility has been formed around the practices of diplomatic protection and has had the function of eliminating material or moral damages which states suffer as a result of internationally wrongful acts. Starting with the question of whether the judgments of the Permanent Court of International Justice (PCIJ) and the International Court of Justice (ICJ) on diplomatic protection are consistent with this understanding, I am trying to point out the problems with this assumption and then reconstitute new and more proper understanding of the historical development of the law of state responsibility.

As a first step toward this goal, my doctoral dissertation examined the historical development of diplomatic protection. During my tenure at the Hakubi Center, I would like to re-examine the historical development of not only diplomatic protection but also the entire law of state responsibility.

共に前提としている、従来妥当してきた国家責任法がどのようなものであったかについての理解が、そもそも適切でなかったから生じているのではないかと考えています。現在、これまで妥当してきた国家責任法は外交的保護の実行を中心に形成されてきたものであり、そして、国家が違法行為の結果として被った物質的または精神的損害の払拭をその機能とするものであったことが広く共有されていますが、外交的保護に関する常設国際司法裁判所 (PCIJ, 1922-1945, 1945年以降は

国際司法裁判所 (ICJ)) の諸判決は、実はこのような理解と整合的でないものであり、これら諸判決を適切に位置づけなおし、より適切な国家責任法の歴史的展開理解を構築することによって、現在国家責任法論が陥っている行き詰まりは解消するのではないかと考えています。

### 外交的保護の歴史的展開

以上の問題意識から、これまで私は、ひとまず外交的保護の歴史的展開に着目して検討してきました。その結果、外交的保護は19世紀から20世紀にかけて劇的にその構造を変化させており、その背景には、国際法学の根本的な動揺があったことが明らかになりました。19世紀には基本権責任の追及として成立した外交的保護は、20世紀以降、約束責任の追及としてその構造を転換させていたのです。

基本権とは、19世紀の学説において、国際法の最も基本的な構成要素とされていたものです。国家が国家であることのみを理由として有する権利とされ、通常、自己保存権、独立権、平等権、尊重権、国際交通権の5つが挙げられていました。約束とは、20世紀になってイタリアの国際法学者アンチロッチェイ (D. Anzilotti) らが強調した概念であり、国家が他の国家に一定の約束をすると、約束した国家は約束されたことについて法的な義務を負い、約束を与えられた国家は約束をした国家に約束されたことを履行するよう請求できる法的な権利 (義務履行請求権) を得ることとされたものです。

外交的保護は、19世紀には基本権侵害に関する責任追及とされていました。他国領域内で自国民が被った損害は、国家そのものへの損害、国家の基本権の侵害であると考えられ、外交的保護は基本権侵害によって生じる責任、基本権責任の追及であるとされていたのです。それが20世紀に入ると、他国領域内で自国民が国際法に違反する待遇によって損害を被ったことは、当該他国が自国に明示または黙示に行っていた約束の違反であると法的に捉えられるようになり、外交的保護は、約束に基づく責任の一種と捉えられるようになったのです。

かかる構造変化の背景には、国際法学の根本的な動

揺がありました。すなわち、前述の通り19世紀には、国家の基本権が国際法の基本的構成要素とされていました。ところが20世紀に入るとかかる理論は、国家の恣意を無制限に許容するものと誤解され、厳しく批判されるようになりました。その結果20世紀初頭には、いわば国際法の中心的要素が抜け落ちた状態となり、国際法の客観的妥当そのものが深刻に疑われるようになり、論者たちは争って、国際法の客観的妥当性を論証しようとしたのです。この論者の一人が前出のアンチロッチェイであり、彼は、"pacta sunt servanda" (約束は守られなければならない) との根本規範のもと、諸国家が積み重ねた約束こそが国際法であると論じ、この約束の最も典型的なものが自国領域内にいる他国民の待遇に関する約束であり、この約束の違反の責任追及こそが外交的保護にほかならないとしたのであり、この、国際法の一般理論に裏打ちされた外交的保護の理解が、20世紀に広く受け入れられていくのです。

### 国家責任法の歴史的展開

外交的保護の歴史的展開を以上のように明らかにすることによって、より適切な国家責任法の歴史的展開理解の構築を、一歩進めることができました。白眉センター在職中は、これまでの研究を踏まえ、外交的保護だけでなく国家責任法全体の歴史的展開を包括的に明らかにしていきたいと考えています。

### 参考文献

- ・開出雄介「外交的保護の法的構造——国家責任法論の再構成のために——」国家学会雑誌 131 巻 7・8 号 60 頁 (2018)
- ・開出雄介「現代国家責任法の一課題——二つの現代国家責任法論とそれらを分かつもの——」社会科学研究 68 巻 1 号 157 頁 (2017)
- ・開出雄介「(学界展望 (書評)) James Crawford, State Responsibility: The General Part (Cambridge University Press, 2013, lxxiv + 825 pp.)」国家学会雑誌 129 巻 11・12 号 75 頁 (2016)